

令和5年 第6回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和5年7月25日(火)					
開催場所	501会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後3時15分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

土地の表示：市場 420 m<sup>2</sup>

権利の種類：所有権移転

議案第1号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

土地の表示：若山3丁目 330 m<sup>2</sup>

権利の種類：所有権移転

日程第4 報告第1号番号1 農地法第4条の規定による届け出について

土地の表示：岩井西5丁目 1,008 m<sup>2</sup>

転用の目的：長屋の建築

日程第5 報告第2号番号1 農地法第5条の規程による届出について

土地の表示：中央1丁目 572 m<sup>2</sup>

転用の詳細：宅地分譲

報告第2号番号2 農地法第5条の規程による届出について

土地の表示；中央1丁目 23 m<sup>2</sup>

転用の詳細：宅地分譲

報告第2号番号3 農地法第5条の規程による届出について

土地の表示；平山2丁目 1,037 m<sup>2</sup>

転用の詳細：共同住宅建設

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に3番、4番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
委員	<p>土地の売買価格はわかりますか？</p>
事務局	<p>土地の売買価格はわかりません。農地の売買ではないため、土地の売買価格は求めています。</p>

委員	建築費はいくらですか？
事務局	建築費は××円です。
委員	当該地は市街化調整区域ですか？
事務局	市街化調整区域です。市街化調整区域は原則、建築できませんが、都市計画法の34条12号で許可見込みがあるとまちづくり整備課から報告を受けています。
委員	農振地域ですか？また農振地域ではどのような手続きになりますか？
事務局	農振地域ではありません。農振地域である場合は、農地転用の許可見込みがあるものまた、都市計画法の許可があるものを農振地域から除外を行い、農地転用となります
議長	議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	土地の購入費はわかりますか？
事務局	土地の購入費は××円です。

議長	議題第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
事務局	挙手全員でございます。議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第4 報告第1号 報告第1号番号1農地法第4条の規定による届け出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	異議無し
議長	◎日程第5 報告第2号 報告第2号番号1 農地法第5条の規定による届け出について。事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請地が4筆ありますが、所有者の詳細を教えてください。
事務局	中央1丁目〇〇と〇〇が××さん。中央1丁目〇〇と〇〇が××さんの所有地となっております。
議長	報告第2号番号2 農地法第5条の規定による届け出について。事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	異議無し
議長	報告第2号番号3 農地法第5条の規定による届け出について。事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	異議無し
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	全体を通して、質問等ありますか？
委員	事務局から2月のドライブインと3月の太陽光は、業者が取り下げたため、議事録に載せないと聞いたが、実際に議事として討論したこと載せないのは納得できません。なぜ、議事録に載せないのか事務局から理由を聞きたい。
事務局	当時の担当者が不在のため正確な回答ができませんが、そもそも、ドライブインの件は議案に無かったという取り扱いにしていると聞いております。
委員	それでも討論はしたので、載せるべきではないですか？
委員	当時、議論した際に県の許可を取ってからもう一度、議案としてあげてもらい、今回は議案として無かったという形で全員一致したはずです。
委員	3月の太陽光はどのようになりますか？

委員	太陽光の件は取り下げではなく、否決になったはずです。そのため、議事録には否決という形で掲載されているはずです。
事務局	3月の総会の議事録には、不許可相当になった一連の討論が掲載されています。
委員	承知しました。それともう1つあります。既に会長と事務局にはお話ししましたが、農地で堆肥作りをしている人がいて、悪臭が発生したりカラスやハエが飛んでいる。事務局からは環境衛生に回したと聞いたが、農地に悪臭が発生したりハエが飛んで周りに影響を与えていることは農地の不正利用に該当しませんか？
事務局	状況としては、西戸方面で某農家が農地で野菜の残渣を使用し堆肥作りをしている状況です。ご指摘をいただいてから、川越農林振興センターの職員に同行してもらい現場を確認してきました。結論からお話ししますと農政・農業委員会としては、農地で堆肥作りをすることは農地法上では違法性はないという結論です。
委員	農地で悪臭が発生したり、周囲に影響を与えることは農地法上、問題無いのですか？
事務局	農地法上は問題ありませんが、既に東松山環境管理事務所が動いていると聞いております。しかし、野菜の残渣を廃棄物と捉える場合もありますが、農政や農家から見ると肥料や資源としてみることもできます。そのため、廃棄物の問題は線引きが難しいそうです。
委員	このような堆肥作りや肥料作りは、周囲に影響を与えないように上にシートを被せるなどして行うべきだと思います。それに今回は2回目になるので、農地の不正利用に該当しませんか？
事務局	今回の件は適正利用という判断が出ております。
委員	私は現場の近くをよく通ったりしますが、自分の農地で堆肥作りを行い、一時的に周囲に影響を与えてしまうことは、堆肥作りをする上では致し方ないと思います。

委員	一度に全ての悪臭などの影響を無くすのは難しいですが、シートを被せるなど対策は取るべきではないですか？
委員	コンバインなどを使用すると、普通は野菜の残渣も混じってしまうことがあるので、致し方ないところではあると思います。
委員	昨今の肥料価格の高騰からみると、むしろ堆肥作りは推奨すべき行動だと思います。
委員	農地法上の問題が無いのであれば、農政・農業委員会から離れてあとは生活環境課に任せるべきだと思います。
委員	それでは、生活環境に任せます。しかし、農業委員会としては問題ないかもしれませんが、今度、起きた場合は3回目になりますので、その時には農業委員会からも注意をお願いします。
事務局	承知しました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第6回農業委員会総会を閉会いたします。